



令和8年

死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動

死亡災害の撲滅、死傷者数2,000人未満を目指して



緊急要請

みんなでつくる
安全・安心な
みえの職場



労働災害の増加に
歯止めがかかっていません

あせるな いそぐな おこたるな

労働災害防止のための基本ルールを守り、「安全衛生行動」を確実に実行しましょう。



三重県内の労働災害発生状況（休業4日以上之死傷災害）

令和8年1月～9月（9月末現在）

死傷災害（休業4日以上）

1,559人

前年同期比 **+45人(+3.0%)**

令和7年 1,514人 → 令和8年 1,559人

死亡災害

7人

前年同期比 **+1人**

令和7年 6人 → 令和8年 7人

特に増加している業種（死傷災害の発生状況）



道路貨物運送業

180人
(+28人)

令和7年 152人 → 令和8年 180人



製造業

417人
(+24人)

令和7年 393人 → 令和8年 417人

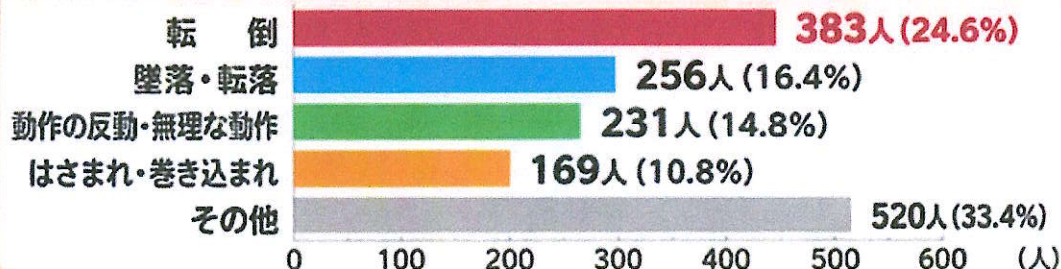


建設業

151人
(+11人)

令和7年 140人 → 令和8年 151人

事故の型別発生状況（令和8年1月～9月）



災害の約半数は
「転倒」
「墜落・転落」
「無理な動作」
で発生しています。



本年の死傷災害は**1,559人**と前年同期を上回っています。

今一度、職場に潜む危険を総点検し、基本ルールの遵守と安全衛生行動の徹底をお願いします。

災害増加ストップ!

事業者の皆さまへ
安全衛生活動の総点検をお願いします

転倒災害の防止

- ☐ 通路や作業場所を整理整頓している
- ☐ 段差や障害物の表示をしている
- ☐ 床の水濡れ・油汚れを放置していない
- ☐ 滑りにくい作業靴を使用している



墜落・転落災害の防止

- ☐ はしご・脚立を適正に使用している
- ☐ 荷台・作業床からの墜落防止措置を講じている
- ☐ 開口部の養生を行っている
- ☐ 墜落制止用器具を確実に使用している



機械災害の防止

- ☐ 安全装置を無効化していない
- ☐ 清掃・点検時に機械を停止している
- ☐ ロックアウト・タグアウトを実施している
- ☐ はさまれ・巻き込まれ防止措置を講じている



道路貨物運送業の重点事項

- ☐ 荷役作業手順を定めている
- ☐ 荷台への昇降設備を設けている
- ☐ 後退時の安全確認を徹底している
- ☐ 無理のない運行計画となっている
- ☐ 積み込み・荷卸し時の作業環境を整えている



アンダー2,000みえ 重点災害

- 行動災害（転倒、動作の反動・無理な動作）
- 機械災害（はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害）
- 墜落・転落災害
- 高年齢労働者の労働災害

アンダー2,000みえ 重点業種

- 製造業
- 建設業
- 道路貨物運送業
- 小売業
- 社会福祉施設

本年の死亡災害

令和8年は、製造業、建設業、林業、道路貨物運送業、警備業等で尊い命が失われています。

死亡災害は、特別な職場だけでなく、いつもの作業、いつもの現場の中で発生しています。

今一度、基本ルールの徹底をお願いします。

なくそう
労働災害



みんなで目指そう

死亡災害ゼロ

アンダー2,000みえ

あせるな いそぐな おこたるな



推進運動のページはこちらから

三重労働局・各労働基準監督署